

香川県報



第 33 号

平成 16 年

4月27日(火曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

告示	地方自治法施行令の規定に基づく徴収事務の委託	(健康福祉総務課)	一
●	平成十二年香川県告示第二百八十三号(災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部改正	" "	二
	生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	" "	三
	生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	" "	四
	介護保険法の規定による事業者の指定	(長寿社会対策課)	五
	地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託	(にぎわい創出課)	六
●	昭和三十三年香川県告示第六百七十号(家畜の種付及び精液の譲渡等)の一部改正	(畜産課)	七
	道路の位置指定(二件)	(建築課)	八
公 告	平成十六年度地籍調査事業計画の決定	(農政課)	九
	土地改良事業の認可(二件)	(土地改良課)	一〇
	土地改良区の役員の就退任の届出(二件)	" "	一一
	土地改良区の役員の退任の届出	" "	一二
	土地改良区の役員の就任の届出	" "	一三
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	一四
	選挙管理委員会告示		一五
●	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し		一六

正 誤

平成十六年四月二十日(香川県報第九二二五号)香川県選挙管理委員会告示第三十九号中訂正
 平成十六年四月二十日(香川県報第九二二五号)香川県選挙管理委員会告示第四十号中訂正

告 示

香川県告示第二百九十九号
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年四月一日から、次の者に香川県社会福祉総合センター使用料の徴収事務を委託した。

住所 高松市番町二丁目一〇番三五号
 名称 財団法人かがわ健康福祉機構
 財団法人香川県社会福祉総合センターに対する香川県社会福祉総合センター使用料の徴収事務の委託契約を平成十六年三月三十一日解除した。

平成十六年四月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百号
 平成十二年香川県告示第二百八十三号(災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度)の一部を次のように改正し、平成十六年四月二十七日から施行する。

平成十六年四月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

第一の一、二、三、四、六、八、〇〇〇円を、「二、四、三三、〇〇〇円」に改める。
 第一の一、三、五、七、九、〇〇〇円を、「三、三、七〇〇円」に、「三、九、二〇〇円」を、「三、九、一〇〇円」に、「四、九、八〇〇円」を、「四、九、六〇〇円」に、「二、八、六〇〇円」を、「二、八、五〇〇円」に、「三、六、九〇〇円」を、「三、六、八〇〇円」に、「五、一、六〇〇円」を、「五、一、四〇〇円」に、「六、〇、五〇〇円」を、「六、〇、三〇〇円」に、「七、五、八

〇〇円」を「七五、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に、「一七、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める。

第一の六二中「五二五、〇〇〇円」を「五一九、〇〇〇円」に改める。

第一の九三中「一八九、〇〇〇円」を「一九三、〇〇〇円」に、「一五一、二〇〇円」を「一五四、四〇〇円」に改める。

第一の十一四中「三、二〇〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

第一の十二二中「一三八、五〇〇円」を「一三七、〇〇〇円」に改める。

第二の一四中「一七、六〇〇円」を「一七、四〇〇円」に、「二一、一〇〇円」を「一、九〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二〇、七〇〇円」に改める。

香川県告示第三百一号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十七日
香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一六、三、一	三宅医院	三宅 善文	仲多度郡多度津町大字山階一三八六番地
平成一六、四、一	医療法人社団 平田歯科医院	医療法人社団 平田歯科医院	仲多度郡満濃町大字炭所西一四五二番地第一

香川県告示第三百一号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年四月二十七日

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
		香川県知事 真 鍋 武 紀	

平成一六、二、二九	三宅医院	三宅 善文	仲多度郡多度津町大字山階一三六六番地
平成一六、四、一	浮田整形外科医院	浮田 春雄	小豆郡土庄町甲一七二番地
平成一六、三、三一	平田歯科医院	平田 正和	仲多度郡満濃町大字炭所西一四五二番地
平成一五、一、二八	高松南デンタルクリニック	平部 勇人	香川郡香川町川東下一三〇五番地一F

香川県告示第三百三三号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三七七〇一〇二八八一	デイハウスよりあい 高松市郷東町七番地二	有限会社弦打 取締役 加藤永子 高松市郷東町二二番地一一	平成十六年四月十五日	通所介護
三七七〇一〇二八九九	一宮の里居宅介護支援事業所 高松市一宮町八七五番地	社会福祉法人喜勝会 理事長 小出勝 高松市一宮町八七五番地	"	居宅介護支援
三七七〇一〇二九〇七	グループホームアダージオ泉 高松市春日町一三三三六番地一	医療法人社団緑洋会 理事長 泉弘文 高松市屋島西町二四九〇番地一	"	痴呆対応型共同生活介護
三七七〇一〇二九一五	一宮の里ヘルパーステーション	社会福祉法人喜勝会 理事長 小出勝	"	訪問介護

三七七〇一 〇二九三三	地 高松市一宮町八七五番 有限会社クライム 高松市香西南町五二〇 番地五	地 高松市一宮町八七五番 有限会社クライム 代表取締役 園中徳子 高松市香西南町五二〇 番地五	"	福祉用具 貸与
三七七二四 〇〇四二五	地 デイサービス悠悠せん ねん村 香川郡香南町西庄六九 二番地一	悠悠有限公司 代表取締役 香川睦子 香川郡香南町西庄一八 二番地一	"	通所介護

香川県告示第三百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定に基づき、平成十六年三月一日から、次の者にサンポート高松交流拠点施設駐車場使用料（現金により収納する場合の使用料に限る。）の収納事務を委託した。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市サンポート二番一号
名称 財団法人サンポート財団

香川県告示第三百五号

昭和三十九年香川県告示第六百七十号（家畜の種付及び精液の譲渡等）の一部を次のように改正し、平成十六年四月二十七日から施行する。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

「五二〇円」を「

六二〇円」に改める。

香川県告示第三百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第一号
 - 二 指定 年月日 平成十六年四月十三日
 - 三 指定道路の位置 東かがわ市湊字水入一四九一 一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル
延長 一七・六三メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第二号
 - 二 指定 年月日 平成十六年四月十三日
 - 三 指定道路の位置 さぬき市寒川町石田東字本村甲七三四 二、甲七三四 六、甲七三四 四 一 二から甲七三四 一五及び同地先農道・水路
幅員 五・〇メートル
延長 一一・九四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

香川県告示第二百二十四号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により地籍調査に関する平成十六年度事業計画を平成十六年四月二十日次のとおり決定した。
平成十六年四月二十七日

調査者の名称	調査地域	調査期間	摘要
普通寺市	普通寺市上吉田町の一部、大麻町の一部、普通寺町の一部、吉原町の一部及び碑殿町の一部	平成十七年三月三十一日まで	地籍調査
土庄町	善通寺市榑梨町、与北町、木徳町、生野町の一部及び大麻町の一部	"	数値情報化
池田町	小豆郡土庄町淵崎の一部及び上庄の一部	"	地籍調査
牟礼町	小豆郡池田町大字池田の一部	"	数値情報化
庵治町	木田郡牟礼町大字牟礼の一部	"	地籍調査
塩江町	木田郡庵治町字谷、字荒浜、字丸山及び字島々の一部	"	地籍調査
綾上町	香川郡塩江町大字安原下の一部	"	地籍調査
満濃町	香川郡塩江町大字安原下の一部	"	数値情報化
仲南町	綾歌郡綾上町大字粉所東、大字西分、大字東分の一部、大字山田下の一部及び大字牛川の一部	"	数値情報化
高瀬町	仲多度郡満濃町大字岸上の一部及び大字神野の一部	"	地籍調査
豊中町	仲多度郡仲南町大字佐文及び大字十郷の一部	"	数値情報化
	三豊郡高瀬町大字下勝間、大字上高瀬、大字比地中、大字比地及び大字羽方の一部	"	数値情報化
	三豊郡豊中町大字笠田笠岡、大字上高野	"	数値情報化

土地改良区名	土地改良事業名
多度津町土地改良区	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 森時柵地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 東白方奥谷地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 修理免地区
"	ため池等整備事業(単独県費補助土地改良事業) 道福寺上池地区
"	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 西村地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 西白方加比羅津地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 大片山地区
"	かんがい排水事業(単独県費補助土地改良事業) 原下東地区
"	農道整備事業(単独県費補助土地改良事業) 三井東地区

香川県公告第二百二十五号
 香川県公告第二百二十六号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年四月九日認可した。
 平成十六年四月二十七日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年四月十四日認可した。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名
善通寺市土地改良区	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）下東地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）宮の前地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）田高田地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）下吉田北部地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）下吉田砂古地区
"	かんがい排水事業（単独県費補助土地改良事業）西原地区

香川県公告第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡

綾歌町水橋池土地改良区から役員（退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年四月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住	所	退任年月日
理事	久保 静男	綾歌郡綾歌町栗熊西一〇三五番地		平成一五、五、一〇
"	永井 孝	"	栗熊東二番地三	"
"	三谷 朝良	"	栗熊東三四二番地	"

役員の種類	氏名	住	所	就任年月日
理事	久保 静男	綾歌郡綾歌町栗熊西一〇三五番地		平成一五、五、一一
"	永井 孝	"	栗熊東二番地	"
"	三谷 朝良	"	栗熊東三四二番地	"
"	西浦 廣海	"	栗熊西一二四番地	"
"	小林 守	"	栗熊東五一六番地	"
"	山下 博己	"	六三四番地	"
"	津郷 秀信	"	一五八三番地	"
"	廣田 穰	"	栗熊西九四六番地	"
"	廣田 克	"	九〇三番地第七	"
"	高尾 善幸	"	富熊一九〇七番地三	"
"	松永 雪男	"	栗熊東二番地三	"
"	沼田 芳教	"	栗熊東二番地三	"
監事	長尾 雅弘	"	栗熊東二番地四	"
"	西浦 廣海	"	栗熊西一二四番地	"
"	真鍋 匡徳	"	栗熊東四九〇番地五	"
"	松内 正信	"	一六六四番地	"
"	津郷 秀信	"	一五八三番地	"
"	廣田 穰	"	栗熊西九四六番地	"
"	廣田 克	"	九〇三番地第七	"
"	平田 照夫	"	富熊一九七一番地第二	"
"	内海 俊幸	"	一九九五番地二	"
監事	沼田 昇	"	栗熊西一一六番地	平成一四、一、二四
"	小川 安清	"	栗熊東一九番地第二	平成一五、五、一〇
"	石川 泰照	"	一五五四番地第一	"
"	松井 修三	"	富熊一八四三番地第一	"
二 就任した役員				

三好 宗孝 " " 四六〇番地三
水澤 幸造 " " 富熊一七四六番地一
香川県公告第二百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池
土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。
平成十六年四月二十七日

一 退任した役員
香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住 所 退任年月日
監事 爲廣 英孝 仲多度郡満濃町大字吉野一四九番地 平成一六、三、三一

小瀧 昇 善通寺市金蔵寺町一一一五番地一
渡邊 辰雄 仲多度郡多度津町北鴨一丁目二番二八号

二 就任した役員
香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住 所 就任年月日
監事 酒井 信行 仲多度郡満濃町大字岸上一六番地第一四 平成一六、四、一

大田 亨 仲多度郡琴平町五條三四〇番地の二
北岡 一男 善通寺市吉原町一六〇六番地

宮武 好美 丸亀市金倉町一一九六番地の一
香川県公告第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、琴平町
土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の氏名住 所 退任年月日
理事 守家 均 仲多度郡琴平町八七三番地 平成一五、九、三二
香川県公告第二百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、善通寺
市土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。
平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀
役員の氏名住 所 就任年月日
理事 大川善四郎 善通寺市稲木町一六九番地 平成一六、三、二九

香川県公告第二百三十一号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第
三十六条第三項の規定により公告する。
平成十六年四月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市林田町字洲鼻前二八五一 二二五の一部、二八五一 二二七の一部、二八五一
二二九、二八五一 二二二、二八五一 二八二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県呉市築地町五番一五号
株式会社 ム口才 代表取締役 山下 俊夫

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四十四号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号
の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。
平成十六年四月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
高松南病院	高松市太田下町一八五八

正 誤

平成十六年四月二十日（香川県報第九一二五号）香川県選挙管理委員会告示第三十九号
中訂正

九ページ		下段	
正	誤	正	誤
		CENTURY 21	CENTURY 21

平成十六年四月二十日（香川県報第九一二五号）香川県選挙管理委員会告示第四十号中
訂正

九ページ		下段	
正	誤	正	誤
異動	移動		

平成十六年四月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています